

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
230	第2部 1		「1. (1) 水産資源の保存管理」において、生物の多様性と生物生産の維持管理に関して、「里海」の考え方の具現化が必要であることが述べられている。この考え方には全面的に賛成できるが、「里海」は「里山」に対応する造語であり、一般にはまだ定着していない言葉であることから、「地域社会が共有財産として、海の世界・生態系を保全し利用していくという「里海」の考え方」のように、より説明的・具体的に記載することが望ましい。	「里海」の考え方が、一般にまだ定着していないことはご意見の通りと考えます。また、地域社会の関与も重要であると考えており、「里海」の考え方の具現化そのものではありませんが、第2部1(1)イにおいて、漁業者等の取組への支援について記述しています。「里海」の考え方の具体的記述として最適なものを断定できる段階にはないですが、本基本計画において「里海」の考え方の具現化を新たに提起し、今後の施策の検討に当たり、ご意見の趣旨等を参考とさせていただきます。
231	第2部 2		「2. (1) 生物多様性確保等のための取組」において、藻場・干潟・サンゴ礁の重要性が述べられ、保護区の充実が述べられているが、海洋環境および生態系の連続性を考えると、こうしたパッチ上の保全策に加えて、それ以外の海域においても適切な保全策が講じられることに必要性についても言及する必要がある。	第2部2(1)に記述したように「生物多様性の確保を効果的に実施するためには、重要な海域において重点的に対策を講じることが有効である」ことから、海洋保護区の設定の適切な推進を始めとする施策を講じることとしております。それ以外の海域についても、総論や第1部に示された基本的な方針に基づき、必要な施策を推進していきます。ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
232	第2部 2		「2. (2) 環境負荷低減のための取り組み」において、開発に伴う海洋環境、生物多様性への影響への配慮が記されたことを高く評価するが、ここに記された技術的な解決に加えて、「場」の容量の視点から、陸上産業や生活に対して、過度の集中に対する警告を発していくことの重要性についてもこの項で言及されることが望ましい。	海洋基本法において、「海洋の開発及び利用と海洋環境の保全の調和」を図ることが求められていることを踏まえ、第1部の「海洋に関する施策についての基本的な方針」の柱の一つとして、「海洋の開発及び利用と海洋環境の保全の調和」を図ることを記述しています。これを踏まえ、ご指摘の点についても適切に判断すべきものと考えます。
233	第2部 3		「3. (2) ア 水産資源」に述べられている増殖、企業化に加えて、それらの前提として資源経済学的研究の充実の必要をのべる必要がある。	企業化のためには、生物的側面のみならず、経済的側面からの検討が不可欠であると考えます。海洋関係における基礎的研究の推進につきましては、第2部7(1)において記述しています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
234	第2部 4		「4. (4) 海洋輸送の質の向上」の項に、タンカー座礁等による油汚染対策を加える必要がある。	第2部4(4)においては、通常の海上輸送活動を行っていく中での輸送の質の向上を中心に記述しています。一方、一たび事故等が発生した際の油汚染対策等については、第1部1、第2部2(2)で、それぞれ記述しています。
235	第2部 6		「6. (1) 海洋調査の着実な実施」の項では、「海洋調査計画の調整、調査結果の共有及び海洋調査船や観測機器の共同利用」に関して、「大学、地方公共団体、民間企業等の協力が得られるよう努める」ことが謳われている。しかし、海洋調査そのものの実施については、「政府機関等」すなわち、国の関連機関等の役割に言及されているのみであり、地方公共団体等の役割は不明確である。従来、我が国周辺の沿岸・沖合域において、海洋環境・水産生物に関する最も詳細で密度の高い調査を継続的に行い資料を蓄積してきたのは、各地の都道府県水産試験場等である。しかしながら近年は、地方の財政難や燃油高騰のため、そのような継続的な調査の測点数が減られ調査規模が縮小される等、我が国周辺海域の海洋調査の継続にとってきわめて憂慮される事態が出現しつつある。したがってこの項では、「海洋調査の着実な実施」のために、地方公共団体等の役割を具体的に明記し、水産試験場等の調査研究の充実と各機関の協力関係の構築の必要性に言及することが望ましい。また同様に、「6. (3) 研究基盤の整備」の「ア 船舶・設備等の研究基盤の充実」の項や「2. (3) 海洋環境保全のための継続的な調査・研究の推進」の項においても、「国、独立行政法人等」「政府機関等」だけでなく、大学や地方公共団体等についても言及されることが望ましい。	海洋基本計画は、政府における取組を記述するものですので、地方公共団体における取組の内容を記述することは適当ではありません。しかしながら、例えば地方公共団体等において取組まれている様々な取組や、調査等の結果により得られている各種情報については大変重要なものであるという認識に立っており、海洋産業の発展や科学的知見の充実等の観点から、国、地方公共団体間の連携を強化することは重要な視点であると考えます。 このため、第2部において、海洋に関する情報の一元的管理・提供にあたっては、地方公共団体との連携の視点を明確化するとともに、地方公共団体も含め関係機関の連携強化について取組んでいくこととしています。
236	第2部 7		「7. (1) 基礎研究の推進」の項に、大学等の研究機関に加えて、水産試験場等の調査によるデータの充実を加えることが望まれる。	海洋基本計画は、政府における取組を記述するものですので、地方公共団体における取組の内容を記述することは適当ではありません。しかしながら、例えば地方公共団体等において取組まれている様々な取組や、調査等の結果により得られている各種情報については大変重要なものであるという認識に立っており、海洋産業の発展や科学的知見の充実等の観点から、国、地方公共団体間の連携を強化することは重要な視点であるため、第2部6海洋に関する情報の一元的管理・提供において、地方公共団体の協力を得る旨記述しています。
237	第2部 11		「11. (3) ア水産資源」において、途上国における水産産業の開発、振興、資源管理に関する国際協力の必要性を記述したことを、我が国の海洋関係における国際貢献の評価を高めるという視点から強く支持するとともに、水産無償協力の充実とより具体的に記述することを提案する。	ご意見ありがとうございます。一方、当該国際協力を含め、財源を具体的に記述しないこととしています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
238	第2部 6	27	27ページ、第2部、6 海洋調査の推進、(2)海洋管理に必要な基礎情報の収集・整備 の記述に対して、末尾に以下を追加記述していただきたいとする意見 「このような海岸付近の浅い海域を含む海洋調査にあつては、海底地形などの詳細な情報は、沿岸域の自然災害に対する防災等の施策を的確に実施するために必要であり、早期に浅海域の調査手法を体系的に確立し情報を整備する。一方、深海域は、メタンハイドレート等の資源の存在が確認されており、海溝型地震の発生域でもあるため、深海域の調査及び調査技術の開発も重要である。」	第2部6(2)には、海洋管理に必要な基礎情報の収集・整備を、各機関の連携・協力の下、重点的に海洋調査を実施することを記述しています。一方、それぞれの政策課題に対応した調査は、調査目的に照らして最適な調査手法により実施することは当然であるとの認識の上で、それぞれの政策課題の実施を記述しています。頂いたご意見については、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
239	第2部 8	32~33	32~33ページ、第2部、8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化、(2)新たな海洋産業の創出 と (3)海洋産業の動向の把握 との記述順位を逆にさせていただきたいとする意見	新産業も海洋産業動向調査の対象となるため、原案の順序の方がわかりやすいと考えます。
240	第2部 8	33	33ページ、第2部、8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化、(3)海洋産業の動向の把握 の記述に対して、以下のI. 【】内に修正記述、また、末尾に以下のII. を追加記述していただきたいとする意見 I. 【】内に修正記述 「海洋産業に関する諸施策の効果の把握や見直しに資するため、(略)」 を 【海洋産業に関する実態の把握、諸施策の策定及びその効果の把握や見直しに資するため、(略)】 II. 末尾に追加記述 「また、海洋産業に関する諸施策を実施するうえで必要な海域の総合的な利用調整の方策を検討する。特に、海域の調査利用にあつては、法令等に係る関係省庁及び地方公共団体等への申請または届出等の実態調査を実施し、その結果に基づき簡素化またはワンストップ化に向けて必要な措置を講じる。」	Iにつきましては、この調査自体が、実態の把握そのものであると考えます。また、海洋産業に関する諸施策は既に本計画に記述されていますので、調査結果はそれらの見直しに生かされるものと考えます。IIにつきましては、海洋は複数の利用者により重層的に利用されている場合が多いことから、新たな海洋利用に取り組む場合に、様々な手続きが必要となることはある程度やむを得ないものと考えます。また、簡素化等については、海域ごとに利用の実情は様々であることから、基本的には可能性も含め個別具体的に検討されるべきものと考えます。
241	第3部 1	42	42ページ、第3部、1 海洋に関する施策の効果的な実施 の記述に対して、以下の【】内を追加記述していただきたいとする意見 「海洋基本計画に掲げる諸施策については、【現状及び動向を把握するための調査結果等により産官学連携の下に中長期的な計画を策定し、】参与会議の意見等を踏まえつつ、(略)」	各種施策の実施に際しての、更なる計画の策定につきましては、各施策の特性等を踏まえ、必要に応じ、個別具体的に検討されるべきものと考えます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
242	第2部 12	41	41ページ、第2部、12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成、(3)新たな海洋立国を支える人材の育成 の記述に対して、末尾に以下を追加記述していただきたいとする意見 「あわせて、産業界が海洋に関する高い教育を受けた人材に魅力的な雇用確保を図ることができるように、国は、現状及び動向を把握するための調査結果等をふまえ、海洋産業の健全な成長と発展を促す必要な施策を実施する。」	海洋産業の健全な発展のための記述は、第2部8において記述することとしております。また、海洋産業において人材の育成・確保については、同節(1)ウにおいて、就業の場としての魅力の向上を図るため、労働条件の明確化、労働環境の改善等を推進する旨記述しています。
243	第2部 5、第2部9		P24 「5 海洋の安全の確保」 P34 「エ 漂流・漂着ゴミ対策の推進」 に関して 近年、外国起因と思われる流木、木船、漁網など、大型の漂流物が発生する事例が増えてきました。これらは、船舶航行の安全を確保するため、早期に回収することが肝要ですが、天候や、様々な条件により、海岸に漂着するまで回収できないケースが多いようです。また、一旦漂着すると、処理は市町村の責任になり、国(海上保安庁)が洋上で回収した場合も水難救護法という法律により、市町村に引き渡されます。「漂流漂着ゴミに関する関係省庁会議とりまとめ」にも、処理体制の確立がうたわれていますが、船舶の航行に危険を及ぼす漂流物、増加する医療系廃棄物や薬品入りポリ容器の漂着、海岸で破片化するプラスチックゴミ、頻繁に発生する海鳥への油汚染など急速に悪化している海洋環境の保全に対応するための「海洋環境保全庁」の設置に関する記述をお願いいたします。	漂流・漂着ゴミ対策については、引き続き、各府省連携のもと推進していくこととしています。なお、ご意見が漂流・漂着ゴミ対策等に特化した「海洋環境保全庁」の設立を意味しているのであれば、そのような組織の設置は予定しておりません。
244	第1部 1	6	p.6 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和 「開発及び利用」と「海洋環境」の「調和」をどうとるかの方向性が見えず、それが「お題目」に過ぎないとの印象を免れない。本計画が、目標2に掲げられたように「持続可能な利用に向けた礎づくり」にあたる5年間の計画を定めるものであることに鑑みれば、もっとメリハリのある計画を大胆に打ち出していきたい。たとえばTACやTAE制度のように魚種別漁獲制限では十分に効果が得られないので、A.海洋環境の保全に重点をおいて開発を禁ずる海域 B.持続可能な節度ある開発・利用を認める海域 の2つのタイプに区分することとし、今後5年間でその制度を実現することにはどうか。特に水産資源のバックボーンとしての機能を果たし、本来は生物多様性に富む閉鎖性海域や沿岸域は、戦後の開発や陸域からの影響によって、既に取り返しのつかないほど危機的な現状にあることに鑑みれば、「利用と環境保全の調和」などと悠長に構えていることはできない。当面の5年間は、そうした海域では原則として開発を禁止し又利用も最小限に制限し、特に重要な海域は長期的保全策として海洋保護区に指定し、もって生物多様性の回復を図るための対策に専念すべきである。生物多様性の十分な回復を待ってこそ、将来的にはその持続可能な利用も可能になるからであるが、水産資源が十分に回復しない中では、たとえ節度ある利用であっても、回復を不可能にする危険性があることを認識すべきである。	海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和に関し、例えばエネルギー・鉱物資源については、資源採取に当たり海底の生物の生息環境等に重大な影響を与えるおそれがあるという認識の下に、資源採取のための技術開発だけでなく、環境に与える影響等に関する技術開発とその達成を明記しています。また、生物多様性の確保については、第2部2(1)に記述するとともに、閉鎖性海域における水環境改善などは、同じく第2部2(2)において記述しています。これらを踏まえ、ご指摘の点についても適切に判断すべきものと考えます。ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
245	第1部 1	6	p.6 資源開発について 今後のエネルギー資源として、メタンハイドレード・石油・天然ガスなどの再生産不可能な資源に頼ろうとするのは、持続可能な循環型社会の理念に反している。したがってその開発を前提とした「基礎調査」は行うべきでなく、あくまでも学術目的の調査にとどめるべきである。	現在の経済社会を、石油・天然ガス等に頼らずに成立させることは現実的な選択とは考えておりません。
246	第1部 5	12	p.12 沿岸海域の管理について 保護区の設定など具体策の多くが「検討」課題とされ、具体策に乏しいのには不満が残るが、そうした具体策の今後の検討に際しては、関係NGOはじめ市民の参画のもとに行うことをここで明記していただきたい。	個別施策の検討に当たっては、関係府省と連携しつつ、適切な体制で進めていきたいと考えています。
247	第2部 1	15	p.15 水産資源の保存管理 「里海」の考え方は、十二分に生物多様性が回復した海域では可能であろうが、わが国の多くの沿岸はそういう現状にはない。むしろ更に人為が加わることで環境破壊を促進することにもなりかねず、長期的にはともかく、当面は沿岸海域の環境保全に軸足を置きつつ、生物多様性の回復に重点をおくべきである。	「里海」の考え方は、本計画において、「生物多様性の確保と生物生産性の維持」を図ること等を目的とした考え方として、その具現化を新たに提示したものであり、ご趣旨は反映されているものと考えています。
248	第2部 1	15	p.15 水産資源の保存管理措置の充実と遵守の確保 水産資源が低水準となってしまったのは、単に乱獲だけではなく、沿岸海域の干拓埋立や護岸などの改変、ダム建設や川砂採取および汚染水の流入など陸域からの影響が大きい。したがってTAEやTACなどの魚種別乱獲防止措置だけでは不十分であり、海域別に開発規制措置や利用制限策も取り入れなければ水産資源の回復は到底望めない。とりわけ人為的地形改変の影響によって瀕死の状況にある有明海のような閉鎖性海域においては、統合的沿岸域管理(ICZM)の考え方に基づく総合的保護策、およびラムサール条約締約国会議決議VIII.16(湿地再生の原則とガイドライン)に基づく再生策を直ちに実施する必要がある。ただしこれら海域は複数県にまたがることから、その管理は各県に委ねるのではなく、総合海洋政策本部のイニシアティブによる各省庁・各県の調整と環境NGO参画のもとにおいて行うべきであると考えます。	水産資源が低水準になった原因が、乱獲のみではないことは認識しています。なお、ご意見にある沿岸の総合的管理については、第2部9に、また、海洋環境の保全等は同2において記述しています。
249	第2部 2	18	p.18 生物多様性の確保等のための取組 生物多様性を確保する上で最も重要な藻場・干潟・サンゴ礁等は、ここに記述の通り「過去にその多くが失われている」とし、沖縄県泡瀬干潟のように、さらに失われようとしている所も全国には少なくない。こうした無謀な開発行為に歯止めをかけるべき法制度がすべて抜け穴だらけで自然環境保護のための実効性に欠けていることである。今後5年間のうちに、総合海洋政策本部のイニシアティブのもとに法体系の抜本的見直しを行い、自然保護法制の整備を成し遂げていただきたい。またその際、近年は浚渫土砂の処理を真の目的として(表面上は、「干潟の再生」や「リゾート開発」等を目的に)、沿岸の埋立てが行われる事例が頻発しているため、その処理はたとえ費用が高くなっても陸上利用(投棄)を原則とできないのか等も含めて、検討すべきである。	ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
250	第2部 2	18	<p>p.18 環境負荷の低減のための取組 閉鎖性海域での赤潮や貧酸素水塊の多発は、汚染の流入だけが原因ではなく、根本的には沿岸の干拓・埋立てによって海域面積が減少したことにある（有明海異変は諫早湾干拓による潮流減退が直接的契機となった）。このために一つには潮流が弱まって外海への排出や攪拌能力が減退し、二つには栄養塩受容能力が減少したという問題も見逃せない要因である。したがって、有明海のように総量規制が必ずしも妥当な対策とはならない海域もあることに留意すべきである（有明海での総量規制は更なるノリ栄養塩不足を招く）。特に閉鎖性海域の沿岸開発は、一般の沿岸開発より悪影響が大きく現れがちなので、原則禁止するくらい強い法的規制が必要であると考え。また大規模干拓のために海域面積が縮小し、流れが変化してしまった有明海のような海域では、覆砂の底質改善効果はない（浮泥やプランクトン遺骸の堆積ですぐにヘドロ化する）ので（諫干の水門を開放して調整池水質の改善と諫早湾の流れを少しでも取り戻すことしか改善策はない）、海域に応じた対策を立てるべきである。</p> <p>「環境基準について」「必要な場合は改訂を行う」ことに賛成である。諫早湾干拓の調整池ではアオコが発生し、毒素（ミクロシスティン）も高濃度で検出されているが、これを農業用水に使用する予定になっている。わが国には飲料水にも灌漑・養殖用水にもアオコ毒素の基準がない。早急に新設して国民に健康被害が及ばないようにすべきである。</p>	環境負荷の低減に関するご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
251	第2部 9	33	<p>p.33 総合的な土砂管理の取組の推進 多くは複数県にまたがる問題なので、各県任せでは進展しない。住民参加を保障した上で、国が主体となって進めるべき。また具体的対策例が列挙されているが、いずれも副次的な問題が生じたり効果が望めないものばかりである。既存ダム の撤去や新規ダム建設の制限を含めた抜本的対策を打ち出すべき。</p>	総合的な土砂管理の取組の推進に当たっては、様々な関係機関の連携が不可欠と考えています。また、各種施設の新設や改修等において、土砂管理の観点を取り入れることは重要であると考えています。
252	第2部 9	34	<p>p.34 栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進 藻場・干潟等について、「維持管理の取組を支援する」対策だけでは不十分。まずは残存する藻場や干潟を新規開発で消滅させないという強い方針を明確にすべき。サンフランシスコ湾では、消滅湿地以上の面積の湿地を造成することが新規開発の条件とされているので、開発は必要最小限に抑えられているが、こうした先例に学ぶべき。</p>	ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。
253	第2部 12	40~41	<p>原案書の第2部 12 「海洋に関する国民の理解の増進と人材育成」（p40~p41）の中で（2）では高等学校の字句が、（3）では大学の字句が見受けられますが初等、中等教育での教育も重要と思われます。（2）の中で「さらに、社会や理科等において・・・」の部部が小学校、中学校での科目にも受け止められなくもありませんが、是非小学校、中学校の字句の挿入をお願い申し上げます。 現在の、小学校、中学校での教科書の中に海に関する項目が殆ど見受けられないことを憂いているものとして切に希望するものであります。</p>	(2)における学校教育の記述は、小・中・高等学校を対象としたものです。このことを明確に表すため、修正いたします。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
254			海洋基本計画において海洋の定義をより明確にする必要があります。定義を明確にしなければ本来考慮が必要な施策や対象範囲があいまいになる可能性があります。基本計画の中では、領海と排他的経済水域および国連海洋法条約の規定する大陸棚までの海域はもちろんのこと、海洋に関連する陸域すなわち、海岸や流域等を含む陸域までを基本計画の対象として扱っているようですので、その旨を明示したほうが良いと考えます。	海洋基本法は規制法ではないので、広く解釈の余地を残す方が個別施策において弾力的対応が可能と考えます。なお、海洋基本計画は、「海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る」観点から定める計画であり、海洋の視点から捉えた計画です。そのため、一般に「海洋」と考え得る範囲のほか、海洋を含む沿岸域の総合的管理に取り組むためには、それに必要な範囲の陸域も対象とする必要があります。このことは、第2部9の冒頭で明記しています。
255			「誰が」体制づくりをし、「どのように」措置を講じるのかをできるだけ明確にする必要があると思います。基本計画の推進のためには、産・官・学それぞれの立場を踏まえ役割分担を明確にし、連絡・連携の機会を設け、詳細な検討を進める機関・組織横断的な連携の仕組みをまず構築する必要があります。その仕組みの中で基本計画では分野によって濃淡があったロードマップを「淡」の部分についても明確にし、あるいは優先順序を明確にして計画の推進を図る必要があると考えます。また、海洋基本法と既存の関連法との関係を明確にすることも必要だと思います。	ご意見の趣旨については、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
256	総論		「(1) 海洋と我々との関わり」の第3段落において「海洋が気候変動を始めとする地球環境の変化」とありますが、気候変動でもとりわけ地球温暖化は危急の課題であり、本年開催予定の洞爺湖サミットにおいても主要な議題として取り上げられることから、第1部「6 海洋に関する国際協調」の第6段落と同様に「地球温暖化や気候変動を始めとする」と地球温暖化を明示してはいかがでしょうか。	ご指摘の箇所は一般論を述べている部分です。地球温暖化問題については総論(1)の中で別途記述されております。
257	総論		「(2) 我が国の海洋政策推進体制」における最後の段落において「総合海洋政策本部が中心となり、産・学・官それぞれの分野の海洋関係者が相互に連携・協力し、海洋政策を推進していく」とありますが、国において内閣府が中心となって海洋関連省庁の連携強化を図る仕組みの早期具体化を要望します。	ご意見の趣旨は今後の施策推進の参考にさせていただきます。なお、海洋基本法の制定過程の中で、連携強化の中心組織については、内閣府ではなく内閣官房とすることとされたものであることをご理解願います。
258	第1部 1		「1 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和」において、「海洋生態系に深刻な影響を与える油や有害物質の流出防止」という記述がありますが、防止ばかりではなく流出が生じた場合の備えをしておくことも非常に重要と考えます。「海洋生態系に深刻な影響を与える油や有害物質の流出防止ならびに流出時の対応体制の構築」等とすることを提案します。	ご指摘の箇所に引き続き、「事故発生時及びその後の適切な対応」と記述しています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
259	第1部 1		「1 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和」において、沿岸環境についての言及を充実する必要性を感じます。第3段落に「特に、人の利用が直接的に影響する沿岸部においては、森・川・海をつなぐを背景とする、湿地・浅海域の生態系（藻場・干潟・サンゴ礁）が発達し、生産・生物多様性・海水浄化・親水利用・土砂流出や気候変化の緩和作用などが見込まれる場であるので、特に利用と海洋環境の保全の調和について慎重に考慮されなければならない」等の記述を追加することを提案します。	ご意見の趣旨は、第1部5、第2部2（2）、第2部9等に記述しています。ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。
260	第1部 2		「2 海洋の安全の確保」において「効果的かつ機動性のある監視・取締り等を実施するため、関係機関間の連携強化、装備等の着実な整備」とありますが、監視システムの強化が重要だと考えます。特に、海中監視設備あるいは海中モニタリング技術の充実が必要と思われます。その中には、当然センシング技術、エネルギー供給技術、海中基盤の整備技術、海中情報通信技術等が必要となります。このような海域監視プロジェクトを立ち上げ、調査研究の推進、技術革新の推進ならびにパイロット事業の実施、プロジェクトへの展開を図っていく必要があると考えます。	ご意見は、効果的かつ機動性のある監視のための具体的対応の一例を示したものと理解しています。第1部は、基本的な方針を記す部分であり、また、具体的対応の一例の必要性のみを記述することは困難と考えます。
261	第2部 1		「1 海洋資源の開発及び利用の推進」において、海洋の開発はフロンティア開発の部分もあり、関連事業においては評価基準として短期的なB/Cによる評価が必ずしも適切でない場合があることから、B/Cに捉われず合理的な評価法により関連事業を推進することを要望します。また、環境との調和を考える場合、サンゴの育成など非常に長い時間スケールを考慮しなければならない場合があることにも配慮が必要と考えます。	ご意見は、海洋については、事業評価等について、長期的視点が必要との指摘を理解します。ご意見の趣旨は、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
262	第2部 1		「1（2）エ その他の資源の研究開発等」において、海底あるいは海水に含まれる金やウランウムなどのその他の有用な資源に関する基礎的な調査・研究を進める旨の記述の追加を要望します。また、世界的な水不足が懸念されている一方で、いわゆる日本の仮想水の輸入量が国内の水使用量の約3分の2に相当するといわれており、この中で日本の淡水化技術は注目されています。そこで、淡水化の副産物である高濃度塩水の沿岸処理における環境への影響も含めた研究の必要性について記述されてはいかがでしょうか。	第2部1（2）に記述している海底熱水鉱床やコバルトリッチクラストには、金、白金を含む多くの有用資源が含まれていると承知しています。海水中のウランの開発については、将来の資源としての重要性は認識していますが、海底資源に比べまだ基礎研究の緒についた段階であり、本計画の通り記述しています。なお、産業化されている淡水化の副産物についてのご意見は、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
263	第2部 2		「2（1）生物多様性の確保等のための取組」において、環境の保全・再生のみの記述となっていますが、都市域など（いわゆる昔の自然の再生が難しい場）における環境創造の取組み指針が示されていません。「都市域などの環境再生などが難しいところでは、創出による生物多様性・生き物の棲み処・自然とのふれあいの場の確保が必要である」旨、言及することが必要であると考えます。	「都市域などの環境再生などが難しいところ」に係る取組みについては、海域に限定することなく取り組むべきものと考えております。ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
264	第2部 2		温暖化対策を考える上で二酸化炭素の海洋隔離に関する検討も重要と考えます。「2(3)海洋環境保全のための継続的な調査・研究の推進」の中に、二酸化炭素の海洋隔離についての調査・研究を進めることを追加してはいかがでしょうか。	「二酸化炭素の海洋隔離」は、海洋環境への影響が懸念されるため、現在ロンドン議定書及び海洋汚染防止法で全面禁止されています。
265	第2部 5		「5(2)海洋由来の自然災害への対策」の第3段落で、「地方公共団体による・・・防災訓練等を推進する。」とあります。防災において今後重要になることとして高齢化社会における対応があります。そこで、「とくに、高齢化社会の急速な進展の中で、災害弱者になりやすい高齢者への対応の充実が重要である」といった一文の追加を提案します。	ご指摘の通り、高齢者社会における対応は重要であり、今後の施策推進の参考とさせていただきます。海洋基本計画での記述については、全体の分量とのバランスを考慮しつつ、海洋政策として適切な施策を記述しています。
266	第2部 5		「5(2)海洋由来の自然災害への対策」について、防災の第一原則は、国民の人命および資産の保護ですが、次には経済活動の継続および早期復旧を図ることが重要と考えます。地震・津波あるいは高潮などの災害時には、その後の経済活動に与えるインパクトが大きく、沿岸域あるいは海洋は海運により災害復旧を支援する側面があります。したがって、大小に関わらず港湾施設および企業活動を停止させないBCP(Business Continuity Plan)に関わるソフト・ハードの研究・開発が推進されるよう支援体制を充実すべきではないでしょうか。	ご指摘の観点は重要なものであり、本計画においても第2部5(2)に「大規模地震発生時等において海上輸送を確保するための岸壁の耐震化・・・等を推進する」と記述しています。
267	第2部 6		「6(2)海洋管理に必要な基礎情報の収集・整備」の中に「海洋管理に必要な低潮線、海底地形等の基礎情報の収集・整理は必ずしも十分でない。」とありますが、海洋管理に最低限必要な情報としては不足しているように思われますので「海洋管理に必要な低潮線、海底地形、底質や水質、気象や海象に関する情報等の基礎情報の収集・整理は必ずしも十分でない。」とされることを提案します。	ご指摘の「底質や水質、気象や海象に関する情報」についても、海洋管理の観点から必要な基礎情報ではありますが、該当部分においては、最も重要な基礎情報を例示しており、例示はこれで十分であると考えます。頂いたご意見については、今後の海洋情報の一元的管理・提供の具体化の検討に当たり参考をさせていただきます。
268	第2部 6		「6(3)海洋に関する情報の一元的管理・提供」においては、主にこれまで蓄積されたデータの収集・管理について記載されていますが、現在ある情報の一元管理だけでなく、収集・管理すべき情報の種類や質に関する議論の場が必要であり、そのための仕組みも含め明確にすることを要望します。	海洋調査データの一元化は、総合海洋政策本部にある境界海域チームで検討することとしています。
269	第2部 7		基礎研究は海洋立国を目指すうえで必要不可欠です。「7(1)基礎研究の推進」において基礎研究については長期的視点の下で推進する旨記述がありますが、それを実現するためには、多くの海に関係する研究者が継続的に活動できる体制を創設する必要があり、国家的な資金の確保により海洋に関するアクティビティの裾野を広げることが必要と考えます。海洋に関する戦略的研究予算の充実を図ることを要望します。	海洋基本法第16条第7項において、政府は毎年度財政の許す範囲内で必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されており、これにより海洋基本計画に基づき推進する各種施策の財源を確保できるよう努めて参ります。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
270	第2部 8		<p>「8(1)ア 競争力の強化」において、海洋産業として建設産業は含まれていないような印象を受けます。海洋の開発・利用・保全に海洋に関わる建設業が果たしてきた役割を考えれば、海洋産業として海洋に関わる建設産業も含むような記述であってよいと考えます。また、海洋における建設産業を発展させることは、新しい海洋の時代における基盤整備とともに雇用の受け皿としての役割が期待でき、内需拡大などの経済効果が期待できます。したがって、「海洋における建設産業の振興ならびに国際競争力強化を推進し、海洋プロジェクトの実現に向けた海洋基盤整備技術の研究・開発を推進する」等を盛り込むことを要望します。</p>	<p>海洋に関する産業は、海洋基本法において「海洋の開発、利用、保全等を担う産業」と定義されており、多岐にわたる産業群がこれに該当しており、重要でない産業は存在しないと考えます。</p> <p>その上で、海洋基本計画においては、多岐にわたる個別産業を具体的に列挙するのではなく、計画期間中に、緊急に対応が必要な産業について、その方向性、具体的施策について列挙しているものです。</p> <p>また、ご指摘の「海洋プロジェクトの実現に向けた海洋基盤整備技術の研究・開発」につきましては、第2部7(4)アの「新しい構想の推進システム」の中で具体的課題として提案されるべきものと考えます。</p>
271	第2部 8		<p>「8(1)イ 新技術の導入」において、大水深領域における資源開発などの基盤技術は外国に比して遅れをとっているものと考えられます。このような技術は複数の産業に係わることが多く、実施主体が不明確になることが考えられます。また、多くの要素技術の集積を図る必要があることから産業界だけの技術開発は困難が伴うものと考えられます。そこで、「政府主導によるパイロット事業を推進することにより技術革新の誘導を図る」等の具体策を盛り込む必要があると考えます。</p>	<p>ご指摘のパイロット事業につきましては、第2部7(4)アの「新しい構想の推進システム」の中で具体的課題として提案されるべきものと考えます。</p>
272	第2部 8		<p>「8(2)新たな海洋産業の創出」においては、沿岸域の開発等の海洋プロジェクトを推進することが必要と考えられます。また、プロジェクト推進の方策として規制緩和や漁業者などの利用者との合理的な合意形成法についての検討などの推進も必要となります。そこで「海洋産業の創出のため海洋プロジェクトの活用を行う。プロジェクトの推進に際して規制緩和や漁業者など既存利用者との合理的な合意形成法について検討する」等の記述を要望します。</p>	<p>ご指摘の海洋プロジェクトにつきましては、第2部7(4)アの「新しい構想の推進システム」の中で具体的課題として提案されるべきものと考えます。なお、海洋利用者間の利用調整については、第1部5に、「必要に応じ、関係者間の円滑な調整のための環境整備を行うこと」の必要性が明記されております。</p>